



パートナーシップ通信

Vol.32

人権啓発課
男女共生係
☎ 32-1111
FAX32-0110

男女共同参画推進懇話会の第2期委員を委嘱



懇話会委員に阿曾田市長が委嘱状を交付。写真は会長に選出された江村英子さん

4月27日、宇城市男女共同参画推進懇話会の第2期委員の委嘱状交付と第1回会議が市役所新館で開催されました。
第2期委員は、第1期委員20人のうち18人が継続することになり、阿曾田清市長から委嘱状が手渡されました。役員を選出した後、年間計画をはじめ男女共同参画推進条例（仮称）の制定や男女共同参画都市宣言に向けた取り組みなどを協議。
条例制定については、条例制定検討委員会（懇話会委員が兼務）と男女共同参画庁内推進会議で検討を重ね、9月議会で条例案の上程・議決を目指すことが決まりました。
都市宣言については、11月21日にウイングまつばで記念イベント（内閣府共催事業）を開催し、記念講演で住田裕子弁護士（テレビ番組「行列がでる法律相談所」などで活躍中）を講師として招くことなどが決まりました。

6月23日～29日は男女共同参画週間

期間中は、国、地方公共団体、女性団体などが協力し、男女共同参画社会づくりに対する国民の理解と関心を高めるためのさまざまな行事を実施します。

「いい明日は仕事と暮らしのハーモニー」
(男女共同参画週間の標語・最優秀作品)

女性のための無料法律相談

くまもと県民交流館パレアでは、毎月1回、女性弁護士による女性のための無料法律相談を実施しています。

相談は予約制となっております。弁護士への相談がスムーズにできるよう、ご予約の際に相談員(女性)が相談内容をお伺いします。

◆日時

毎月第3木曜日 午後1時～4時
※曜日は変更になることがあります。

◆場所・申込み先

くまもと県民交流館パレア女性総合相談室(熊本市手取本町8-9)

☎096-355-2223

※専門の女性相談員による電話・面接相談を、火・日を除く午前9時～午後4時(水は午後8時まで)に行っています。

市民レポーターの目



まだまだ現役、90歳

古賀結美子

三角町の母子保健推進員を31年間続けて、この春勇退された島岡フミエさんを訪ねました。島岡さんは大正6年生まれで今年満90歳になられます。助産師として働いておられた島岡さんに三角町役場から母子保健推進員の依頼があったのは昭和51年3月11日と、日付まで覚えておられたのはびっくりしました。助産師として妊婦さん、赤ちゃんのいる家庭を回っていたので母子保健推進員は仕事の延長線上にあつてスムーズな活動ができたとのこと。「当時は電話も無い、車も無い時代。遠い所は2時間くらいかけて歩いて回っていたんですよ」と、なつかしむように言われました。訪問の際はまず、子どもの名前を呼んで声掛けをすることが大切で、母親の相談相手としての役割も大きいとのことでした。



花と笑顔が良く似合う島岡さん

島岡さんは向学心旺盛で、看護師の資格を取り、また養護教諭として働かれた経験もあります。しかし、色々なことをやってきたけれど母子保健推進員が一番やり甲斐のある仕事だと思ふと言われました。少子化の中で生まれてくるどの命も大切に守り、育てるお手伝いができる仕事です。
「今年になって膝に痛みを感じるようになり、母子保健推進員は辞めたけど、シルバークラウンティは続いています」と言つて、小さな藤(とう)のバスケットに入った血圧計を見せてくださいました。週に一度、近隣のお年寄り宅を訪問して健康状態の把握、そして話し相手になっておられます。

料理も出来合いは買ったことがなくすべて手づくり。90歳とは全く信じられない程、顔の色ツヤも良く目が澄んできれいな方でした。

御主人を早くに亡くされましたが、助産師としての仕事を通して現在までボランティア精神にあふれた、何と充実した人生であることか、とおだやかな笑顔に引き込まれたひと時でした。



みんなで
学ぼう

じんけん

生涯学習課
人権教育係

☎33-1240

「人権って難しい？」

よく「人権って難しいね」と言う人がいますが、人権は私たちが生活している中に自然にあるものなのです。

世の中には権利を主張するからには義務が生じます。しかし、私たちの人権という権利の裏にある義務は、「生きている」ということだけなのです。ですから生きているからには「幸せに生きる」という人権があるのです。

私たちは「差別はいけない」ということはもちろん知っているはずですが。しかし「自分は関係ない」「自分はそのような境遇に生まれなくて良かった」と思っている人も少なくありません。それこそが差別心なのです。そこに気づき、そこから自分との関わりを考えていくことが大切です。

人権教育は「差別意識を持たないことだ」と思っている人が多いと思います。確かにそれが一番なの

ですが、「自分の差別心に気づき、変革をしていく」「自分の事として考える」という事も重要な営みなのです。

差別の問題は誰かが解決してくれるものではなく、私たち一人ひとりが考え、なくしていく努力をしていく必要があります。

そのために正しい知識を身に付け、自分がどんなことができるのかを考え、実践していくことが差別のない明るい社会をつくることです。そのように考えると人権はけっして難しいものではなく、自分の日常生活で実践していけば良いことです。

お詫びと訂正

4月に配布した宇城市総合カレンダーにおいて、教育委員会生涯学習課の電話番号が間違っていました。訂正してお詫びします。

(誤) 32-1240 ⇒ (正) 33-1240

* 山崎千秋さんの作品 社会の意識「女のくせに」*



男女共同参画の教材漫画が完成

このほど「男女共同参画社会を目指して」男女共同参画の教育教材漫画「(A5判・オールカラー・20頁)」が完成しました。小・中学生でも男女共同参画を分かりやすく、身近なものとしてとらえてもらおうと、宇城市域男女共同参画ネットワーク

(江村英子会長が制作したものです。ネットワークで検討した題材を基に、松橋高校の漫画研究部に作画を依頼しました。全8作品の中から1作品ずつ紹介していきます(随時掲載)。この漫画を読んで男女共同参画について考えましょう。